

都市計画概要 2013

第2編 名古屋の都市計画の現況

第16章 まちづくりのさまざまな側面

- 16－1 建築行政によるまちづくり
- 16－2 国際化への対応
- 16－3 情報化への対応
- 16－4 福祉のまちづくりの推進
- 16－5 環境への配慮
- 16－6 名古屋都市センター

16-1 建築行政によるまちづくり

市街地の整備や建物に関する制度は、都市計画法に基づくものだけでなく、建築基準法に基づく制度もあり、本市でも数多く活用されている。

(1) 総合設計制度

総合設計制度は、建築基準法第59条の2に基づくもので、一般歩行者等に公開された空地を一定規模以上有し、市街地環境の整備・改善に資すると認められる建築計画について、建築物の容積や形態の制限を緩和する制度である。昭和46年に本制度が設けられ、昭和47年に本市で初めて緑区黒石（現在の桃山一丁目）の共同住宅で容積率制限、高さ制限の緩和が行われた。昭和61年に本市独自の総合設計制度指導基準を策定し、以降時代のニーズに合わせ、公共施設や賑わい店舗整備・環境配慮など

による市街地環境への貢献も評価項目に加えながら、これまで約140件の建築物に対して緩和を行っている。

(2) 建築協定

建築基準法で定められる建築規制は全国一律のものであり、その内容は必要最低限の基準となっている。住宅地における居住環境の維持・向上、商業地における利便性の確保などを図るためには、建築基準法で定められた基準以上の地域の実態に応じたきめ細かい規制をすることが必要となり、このための手法の一つとして、建築基準法第4章（第69条～第77条）に建築協定が定められている。

本市では、昭和52年12月に名古屋市建築協定条例が施行された後、昭和53年に最初の建築協定が緑区で締結され、現在では市内42地区において地域の方々により建築協定が運営されている。

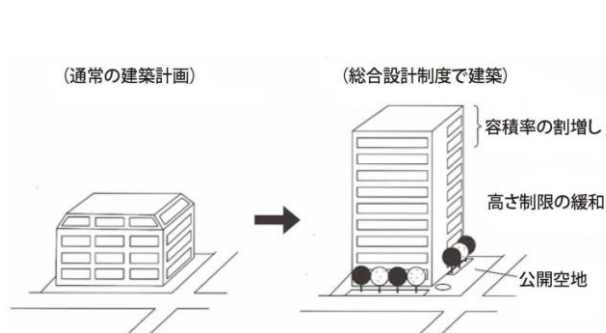


図 2-16-1 総合設計制度の仕組み



写真 2-16-2 総合設計制度活用事例
中区役所朝日生命共同ビル
(平成3年竣工時写真)

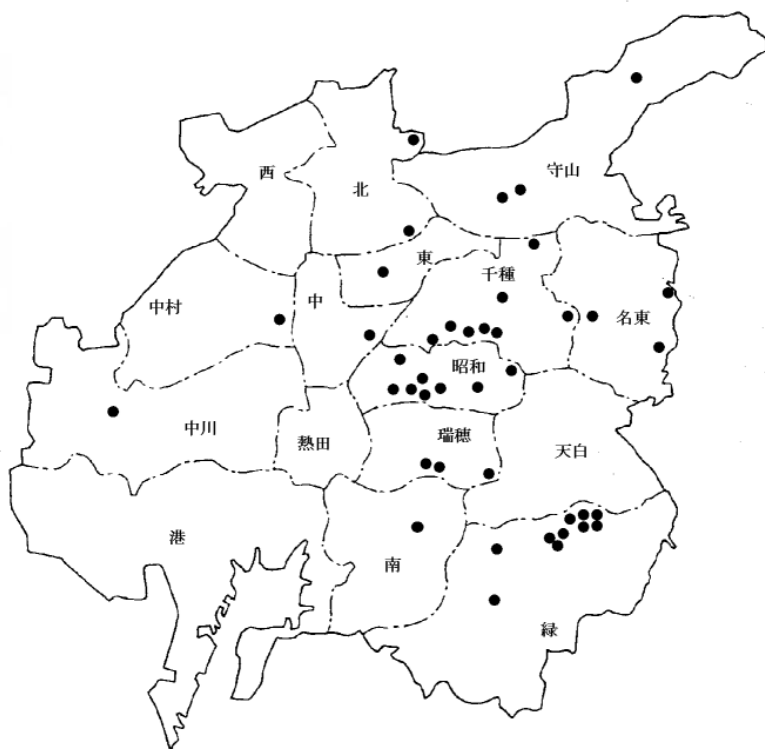


図 2-16-3 建築協定位置図

16-2 国際化への対応

(1) 国際化とまちづくり

本市は、昭和52年の市基本構想において、名古屋の役割の一つとして国際的に開かれた都市を掲げた。この基本構想のもと、平成22年度に策定された中期戦略ビジョンでも、さまざまな分野での国際交流、国際貢献をすすめるとともに、外国人市民が日常生活で不安や困難を感じることなく安心して暮らせるまちを実現することを基本方針とし、取り組みをすすめてきた。この取り組みを総合的かつ体系的に進めるための個別計画として、平成23年度に名古屋市多文化共生推進プランを、平成24年度には同プランの実施計画を策定した。

この国際化の進展にあわせ、本市では、名古屋大都市圏に集積する産業技術や道路、鉄道、港湾、空港等の充実した都市基盤等を活用しながら、本社機能をはじめとする中枢管理機能、商業・業務機能や研究開発機能などの集積をはかることによって、国内外から多様な人材、

情報が集まり、新たな価値が創造される可能性に満ちたまちづくりを推進している。

中でも、名古屋駅周辺及び栄地域は、都市再生特別措置法に基づく特定都市再生緊急整備地域(第2編第15章15-3参照)に指定されており、国際競争力強化に向けた都心の役割を果たすために重点的な取り組みを進めている。

(2) JICAを通じた国際交流や国際会議の開催

本市ではJICA（Japan International Cooperation Agency 国際協力事業団）と連携を図りながら研修生を受け入れ、特に住宅都市局では都市交通などに関する研修生を受け入れている。

また、国際的な都市間の交流を通じて、まちづくりに関する情報交換を行い「都市計画のまち名古屋」をPRするとともに、国際的な情報ネットワークを築くため、都市計画に関する国際会議も開催してきたところである。

表 2-16-4 都市計画関連の国際会議の開催状況

会議名	主催	開催期間	開催場所	参加者
国連都市・地域開発セミナー	国連(ECAFE) 日本政府	昭和41.10.10～10.20	愛知県産業貿易館	海外参加国20か国 71名(うち海外34名)
大都市圏の計画と管理に関する国際会議 (国連大都市問題名古屋会議)	国連人間居住センター 名古屋市	昭和55.10.22～10.29	愛知県産業貿易館 名古屋観光ホテル	約30か国 約400名(うち海外120名)
都市開発政策に関する国際セミナー (都市開発名古屋国際セミナー)	名古屋市 (共催) 国際連合地域開発センター	昭和57.10.13～10.18	愛知県産業貿易館	13か国 約210名(うち海外33名)
区画整理に関する国際セミナー	建設省 (共催)名古屋市 (社)日本土地区画整理協会	昭和60.3.19～3.25 3/19.20 東京 3/21.22 筑波 3/21.22.24.25 名古屋	名古屋国際センター	19か国 約500名(うち海外42名)
SEATAC都市交通セミナー1986	東海アジア運輸通信開発局 外務省 建設省 愛知県 名古屋市 (協力)国際協力事業団	昭和61.10.20～10.22	名古屋国際センター	参加国約5か国 約220名(うち海外20名)
居住環境改善のための 第2回アジア太平洋都市会議(名古屋会議)	名古屋市 アジア太平洋経済社会委員会	昭和62.7.21～7.27	名古屋国際センター 名古屋中小企業振興会館	参加国約21か国 約328名(うち海外117名)
INTRA日本 大都市圏の交通に関する国際会議	愛知県 岐阜県 三重県 名古屋市 INTRA	昭和63.10.11～10.15	名古屋国際センター 三の丸会館 名古屋市民会館ホール	参加国約8か国 約230名(うち海外15名)
大都市の変貌と開発 — 国際名古屋都市会議 —	名古屋市 国際連合地域開発センター 東方地域都市計画住宅機構 国際住宅・計画問題協議会 (主催)建設省	昭和63.10.20～10.26	名古屋国際センター	参加国約18か国 約200名 (うち海外50名)
都市開発政策国際会議名古屋'92	名古屋市 国際連合地域開発センター 財団法人名古屋都市センター	平成4.10.19～10.23	名古屋国際センター ホール	参加国30か国 296名 (うち海外55名)
第2回日独都市交通ワークショップ	建設省 ドイNBMBF(教育科学研究技術省) 愛知県 名古屋市	平成7.11.6～11.8	ホテルキャッスルプラザ	88名(うちドイツ12名)
国際都市計画シンポジウム1997	名古屋市計画局都市景観室	平成9.9.17～9.18	名古屋国際会議場	参加国4か国 200名(うち海外57名)
名古屋世界都市景観会議'97	名古屋世界都市景観会議 '97実行委員会	平成9.10.6～10.9	名古屋国際会議場	参加国15か国 500名(うち海外50名)
第2回国際シンポジウム 「持続可能な都市・地域づくりを目指して」	国際連合地域開発センター 名古屋市 他	平成10.12.4	名古屋国際センター ホール	参加国18か国 200名(うち海外68名)
第11回ITS世界会議 愛知・名古屋2004	ITS世界会議 愛知・名古屋 2004日本組織委員会	平成16.10.18～10.24	愛知芸術文化センター 名古屋市国際展示場 (ポートメッセなごや)	参加国53か国 会議登録者5,794名 (うち海外1,440名)

16-3 情報化への対応

(1) 市民生活の情報化

I C T (Information and Communication Technology 情報通信技術) の進歩による情報のデジタル化やインターネットをはじめとするメディアの普及は、市民に豊富な情報やサービスを提供し、さまざまな面で市民生活を便利で質の高いものへと変化させている。

しかしその一方、それらの情報の中には古すぎる情報や根拠のない憶測等が多く混在していたり、コンピュータウィルスや不正アクセスなどのサイバー犯罪、個人情報漏えいなどの様々な問題が発生するなど、対策が必要となっている。

本市では、平成 12 年に名古屋市情報化プランを策定、平成 19 年に改訂し、行政サービスの質的向上や内部事務の効率化などを目的としたさまざまな情報化施策を展開してきた。しかし、この間も本市を取り巻く社会状況は大きく変化し、高齢化の進行や安心・安全に対する危機感の増大など、さまざまな課題に直面しており、I C T の利活用は、これらの課題を解決する有効な手段として、今後さらにその重要性が増していくと考えられる。

そこで、本市が今後めざす情報化の将来像と、そのために具体的に取り組む情報化施策の方向性、イメージを明らかにするとともに、施策や事業における I C T の利活用を促していくことを目的として、第 2 次名古屋市情報化プランを平成 24 年に策定した。

このプランでは、地域コミュニティの活動を支援することにより、地域全体が自ら考え行動する「地域主体のまちづくり」をすすめる、また情報化をすすめるにあたっては、「行政の視点」から「市民の視点」へ重点をシフトすることにより、市民満足度が高く、効率的な「市役所づくり」を I C T の側面から支えていき、あわせて、市民一人ひとりが安心・安全に I C T を利活用することができるよう、「安全とプライバシーを守るための情報の保護」を重点的に取り組んでいくものとしている。

住宅都市局においても、G I S (Geographic Information System 地理情報システム) を活用したわかりやすい行政情報の提供や I T S (Intelligent Transport Systems 高度情報交通システム) の推進等をすすめている。

(2) 地域情報管理システム

地域情報管理システムは、地域に関するさまざまな情報(地域情報)を収集・体系化し、的確な現況把握、さらには分析・評価を行い、地域に関する政策立案、計画策定のためのシステムを整備するとともに、これらの情報を一元的に管理・提供することにより、行政事務の効率化と市民サービスの向上を図ろうとするものである。

昭和 58 年に 5 つのシステムからなる全体構想をとりまとめ、運用されてきたが、その後改良を行い、現在は、基礎資料システム、都市計画情報一般公開システム、窓口システムの 3 つのシステムで構成されている。

基礎資料システムは、内部システムとして、用途地域等の都市計画情報の管理や、都市計画基礎調査(建物用途別現況調査、土地利用計量調査)のデータ整備を行っている。

都市計画情報一般公開システムでは、平成 16 年よりインターネットにおいて、用途地域等の都市計画の指定状況等を閲覧・印刷できる「名古屋市都市計画情報提供サービス」(<http://www.tokei-gis.city.nagoya.jp/>)を市民に提供している。平成 25 年 10 月からは、本市が保有する過去の地形図(都市計画基本図)や航空写真(空中写真)の表示が可能となるのと同時に、異なる時代の地形図を 2 画面並べて表示できるようにした。なお、このシステムは 24 時間稼働している。

窓口システムでは、市役所窓口において、用途地域等の都市計画の指定状況等を閲覧・印刷できる「名古屋市都市計画情報案内システム」を市民に提供している。また、このシステムを利用し、市民からの用途地域等の指定状況に関する電話照会を行なっている。

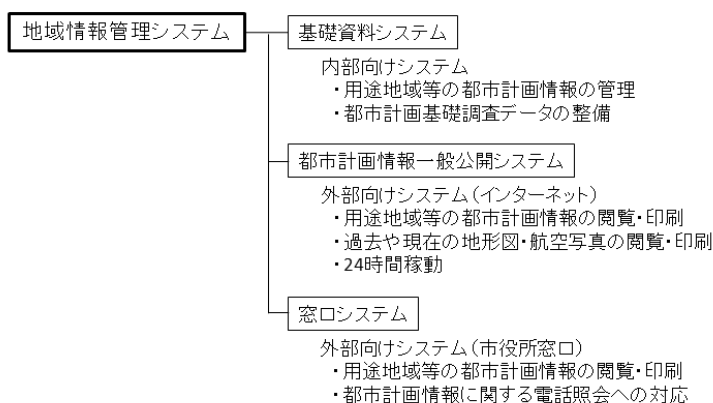


図 2-16-5 地域情報管理システムの構成

16-4 福祉のまちづくりの推進

(1) 福祉都市環境整備指針

わが国の急速な少子・高齢社会の到来は、介護保険制度の導入を柱に、地域密着型福祉、福祉産業振興、利用者の費用負担といった福祉方向性をより明確に打ち出すこととなり、生活困窮者の救護に始まったこれまでの戦後型福祉は、社会福祉法成立により、「措置」から「利用契約」へ、すなわち対象者自らが自己決定し選択する福祉へとその性格を転換した。

こうした社会生活における自己選択権、自己決定権尊重の理念は、高齢者や障害者一人ひとりの“自らの力で生きたい”という基本的な願いとあいまって、高齢者や障害者の「自分の意思で街へ出たい」、「自分の選択で街を歩きたい」という気運の高まりを呼び起こし、医療・福祉といった直接的な施策の展開に加え、高齢者や障害者が安全で快適な生活を営むことができる都市環境の形成も非常に重要となっている。

本市では、平成3年11月に、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての市民が住みやすい名古屋をつくるための指針として、福祉都市環境整備指針を制定した。この指針は、福祉都市としての環境を整備するにあたっての基本的な考え方や技術的な基準を示すとともに、だれもが使いやすい施設の整備を公共施設だけでなく、民間へも働きかける方策が盛り込まれている。

平成15年2月には、指針制定からこの間の技術的進歩に対応すると同時に、ユニバーサルデザインや心のバリアフリーの推進といった新たな視点を取り入れる改正を行っている。

(2) 福祉のまちづくりの推進

平成6年に建築物に対する規制として制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」は、平成15年の改正により、2,000㎡以上の特別特定建築物については一定水準の整備を義務化した。その後、平成18年に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」へ移行し、さらに上の誘導基準を満たすものについて容積率等の特例を受けられる認定制度を設け、整備を誘導している。

平成12年に制定された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」や先の福祉都市環境整備指針等に基づき、駅施設及び周辺の道路等のバリアフリー整備を進めるため、平成14年度に金山駅地区、平成15年度に名古屋駅地区、平成17年度に栄・久屋大通駅地区についてそれぞれ基本構想を策定した。

その後、先に触れた平成18年制定のバリアフリー法に基づき、駅施設及び周辺の道路等のバリアフリー整備を進めるために、平成20年度に大曽根駅地区の基本構想を策定した。

また愛知県では、人にやさしい街づくりの推進に関する条例が平成7年より施行されており、高齢者、障害者等を含む多数の市民が利用する施設について、誰もが安全かつ容易に利用できるよう整備基準を設け、届出を義務付けることにより、福祉環境整備の促進を図っている。

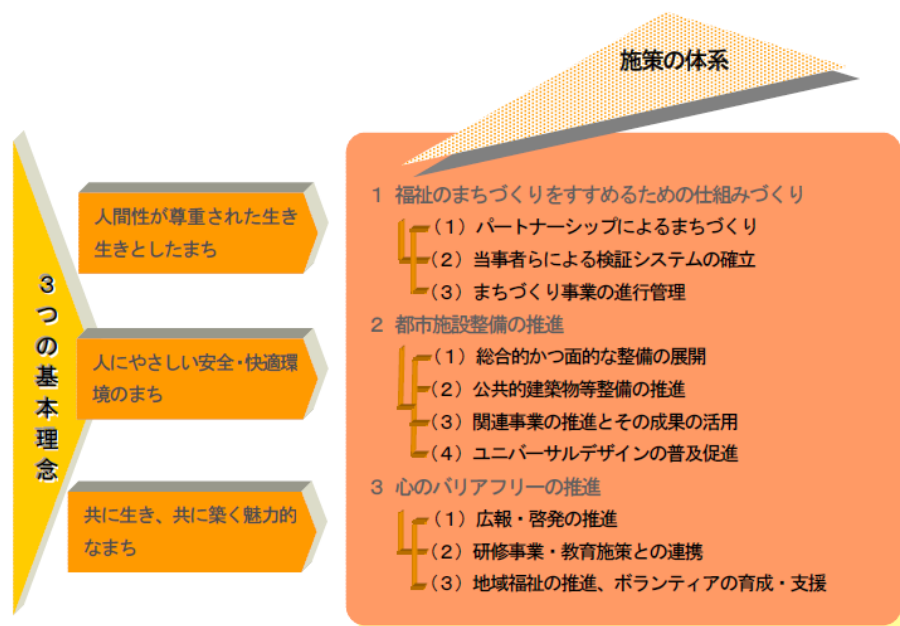


図2-16-6 福祉都市環境整備指針の3つの基本理念と施策の体系

16-5 環境への配慮

(1) 低炭素まちづくり

近年、環境問題が地球の規模で広がりをみせている中、まちづくりにおいても環境負荷の軽減や自然との共生といった視点から都市環境に配慮することが求められるようになってきている。

このような状況の中、本市は平成7年7月に、建設省（現在の国土交通省）の環境共生モデル都市整備要綱に基づく「環境共生モデル都市」となり、平成8年3月に、環境負荷の軽減、自然との共生、アメニティの創出の3つの視点から、本市における望ましい都市環境像に向けての基本方針や具体的な方策などを定めた名古屋市エコシティ推進計画（都市環境計画）を策定した。

この計画は、都市環境の形成の理念や基本方針、さらに都市環境に係る施策を重点的に実施する重点整備計画等から構成されている。重点整備地区としては、守山区志段味地区を位置づけ、都市環境形成のテーマを、ひと、自然、科学がとけあう環境創造のまち「志段味」と設定し、自然の豊かさや歴史が感じられるまち、環境負荷の少ない交通システムのまち、地形をいかした良好な都市景観を有するまち、新しい都市居住を提案するまち、という基本コンセプトのもと、各種具体的整備方策を進めることとしている。重点整備施策としては、都心部における地域冷暖房施設の整備促進を位置づけている。

また、本市は、2050年を見据えて目指すべき方向性を示した環境面での長期戦略として平成21年11月に「低炭素都市2050なごや戦略」を策定し、戦略のめざす姿の実現に向けた2020年までのアクションプランとして平成23年12月に「低炭素都市なごや戦略実行計画」を策定した。

この計画は、平成32年の温室効果ガスの削減目標を掲

げ、積極的なエネルギー消費の削減と自然エネルギーの導入、自然空調の活用など、環境負荷の少ない省エネルギー型のまちづくりを目指すことで「低炭素で快適な都市なごや」への道筋を作っていくものである。

平成24年12月に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が施行され、本市でも低炭素建築物認定制度を開始したほか、低炭素まちづくり計画制度の活用等を検討しているところである。

低炭素建築物認定制度は、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、断熱性能や設備効率で一定の基準を満たした二酸化炭素排出量の少ない建築物を認定する制度で、都市の低炭素化に寄与するものである。

具体的には、認定基準（外皮の熱性能、一次エネルギー消費量、節水対策等）を満たした建築物について市長が認定し、認定を受けることにより、所得税等の税の減免や容積率の緩和といったメリットを受けることができる。

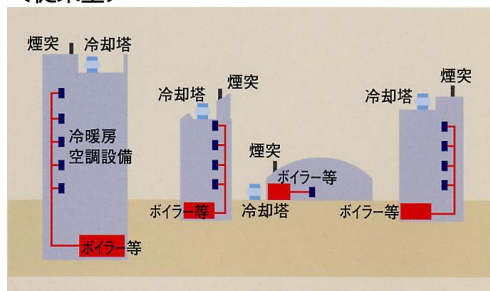
(2) 地域冷暖房の整備促進

地域冷暖房は、一定地域内の複数の建物に、熱発生所施設（エネルギープラント）でつくった冷水、温水、蒸気などを導管を使って供給し、冷暖房や給湯を行うものであり、この地域冷暖房の導入により、省エネルギー効果、都市環境の保全、ビル管理の効率化、防災性の向上、都市景観の向上などが図られるものである。

本市では地域冷暖房の導入・普及を図るため、名古屋市地域冷暖房施設の整備促進に関する指導要綱を制定し、平成5年1月から施行している。

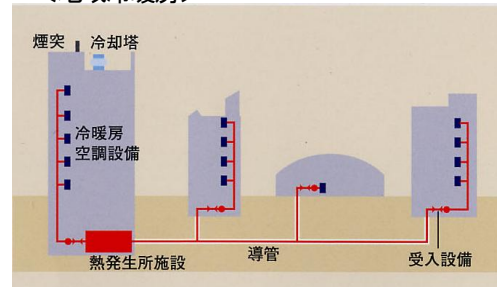
この指導要綱は、地域冷暖房促進地区（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域を除く市街化区域）内における延べ面積3万㎡以上の建築物の建築を対象としている。この要綱に基づいて、これまで池下地区、名駅南地区、JR東海名古屋駅周辺地区を始め8地区で地

<従来型>



建物ごとにボイラー等を設置して、冷暖房等を行う

<地域冷暖房>



熱発生所施設のある建物から他の建物に冷水、温水、蒸気などを送り、冷暖房等を行う

図2-16-7 地域冷暖房の概念図

域冷暖房が導入されており、市内では、要綱施行以前に稼動している4地区とあわせ、現在、計12地区において地域冷暖房が稼動している。さらに要綱に基づき1地区で導入が予定されている。

また、昭和47年には地域冷暖房の発展を図るため、熱供給事業法が施行され、平成25年4月現在、全国で141地区が同法による事業の許可を受けている。本市においては、栄四丁目地区、栄三丁目地区、名駅南地区、J R 東海名古屋駅周辺地区、栄三丁目北地区、東桜地区、名駅東地区、ささしまライブ24地区、(仮称) J R 東海名古屋駅北の9地区が許可を受けている。

表 2-16-8 地域冷暖房導入地区

地区名	供給施設	供給開始年月
今池	今池ガスビル	S61. 6
	今池ターミナルビル	
	地下鉄今池駅他	
千代田	アーバニア千代田(住宅)	S62. 4
	あいおいニッセイ同和損保他	
栄四丁目	中日ビル	H1. 11
	栄サンシティビル	
	栄 森の地下街他	
栄三丁目	松坂屋名古屋店本館・南館	H2. 6
	地下鉄名城線矢場町駅他	
池下	サンクレア池下東棟・西棟	H9. 1
	千種区役所	
名駅南	名鉄ビル	H10. 12
	名古屋近鉄ビル	
	名鉄バスターミナル他	
J R 東海名古屋駅周辺	J R セントラルタワーズ	H11. 12
	地下鉄東山線名古屋駅	
	J R 東海名古屋駅	
栄三丁目北	栄三丁目ビルディング	H17. 3
	名古屋三越栄店	
東桜	アーバンネット名古屋ビル	H17. 1
	セントラルパーク	
	セントラルパークアネックス	
名駅東	ミッドランドスクエア	H18. 1
	ユニモール地下街	
	モード学園スパイラルタワーズ他	
クオリティライフ21城北	名古屋市立西部医療センター	H23. 2
	名古屋陽子線治療センター	
ささしまライブ24	愛知大学名古屋校舎(ささしま)	H24. 4

(注) 1 今池地区、千種地区、栄四丁目地区、栄三丁目地区は要綱施行前の導入地区

2 供給施設の名称は供給開始時のもの

表 2-16-9 地域冷暖房導入予定地区

地区名	供給施設	供給開始予定年月
(仮称) J R 東海名古屋駅北	(仮称) 名駅三丁目計画他	平成 27. 11

(3) 建築物環境配慮制度(CASBEE名古屋)

建築物の環境配慮のため、2,000㎡を超える建築物の新築・増築に対し、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づき建築物環境計画書の届出を義務付けている。この制度は、建築主や設計者に建築物の環境性能がどのくらいかを認識してもらい、自発的な性能向上につながるよう啓発することを目的としたものである。

具体的には、建築物の環境性能を総合的に評価し格付けするシステム「CASBEE名古屋」を使用して建築主が自主評価を行い、SランクからCランクまでの5段階で評価をし、結果を市長へ届け出る。市長は届出の概要を公表する。この制度により建築主等の環境配慮への自覚を促し、優れた取り組みの普及を促進している。

(4) 長期優良住宅認定制度

長期優良住宅認定制度は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行により、平成21年に創設された制度であり、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅(長期優良住宅)の普及の促進を目的とし、住生活の向上及び環境への負荷の低減を図っている。

本市において長期優良住宅の認定基準(劣化対策、耐震性、可変性、維持保全・更新の容易性、バリアフリー性、省エネルギー性、住戸面積、居住環境、維持保全の計画)を満たした住宅の建築及び維持保全を行おうとするものは、その計画について市長の認定を申請することができる。認定を受けた計画に基づき建築及び維持保全が行われる住宅については、税制や融資の優遇措置が講じられる。

16-6 名古屋都市センター

(1) 沿革

名古屋の発展の礎を築いた復興土地区画整理事業の収束を記念するとともに、21世紀の新しい名古屋のまちづくりに寄与する拠点として、平成3年7月15日に財団法人名古屋都市センターが設立された。以来、豊かな魅力ある名古屋のまちづくり、さらには世界のまちづくりに貢献できるよう、まちづくりに関する調査・研究、情報の収集・提供、人材の育成・交流を事業の柱としてさまざまな事業に取り組んでいる。(図2-16-10 参照)

平成11年3月には、金山地区のランドマークである金山南ビル(11階～14階)に移転し、まちづくりの展示やライブラリー、さまざまな目的に対応できる会議室を備えた施設として本格的にオープンした。

また、平成22年4月に財団法人名古屋都市整備公社と合併し、さらに平成24年4月1日に公益財団法人名古屋まちづくり公社に名称変更した。

(2) 事業の概要

都市センターで行われている主な事業内容は、次のとおりである。

① 調査・研究事業

まちづくりのシンクタンクとして、まちづくりや都市計画行政の新たな課題を先取りし、その解決の糸口を提示するために、学識者、市民、行政など幅広い視点から、



写真 2-16-11 金山南ビル

自主研究や基礎データの収集、受託調査を実施している。

また、調査研究の成果を高めるため、大学等の若手研究者を公募し、特別研究員として専門家の視点からの研究を行うとともに、一般市民を公募し、市民研究員として市民の視点からの研究を行っている。

② 情報収集・提供事業

まちづくりの情報センターとして、市民のまちづくりへの関心を高めるため、まちづくり広場における常設展示や企画展示、まちづくりライブラリーの運営を行っている。

また、機関誌「アーバン・アドバンス」や広報紙「ニュースレター」の発行及びホームページなどを通じて、都市センターの活動やまちづくりに関する情報を提供している。

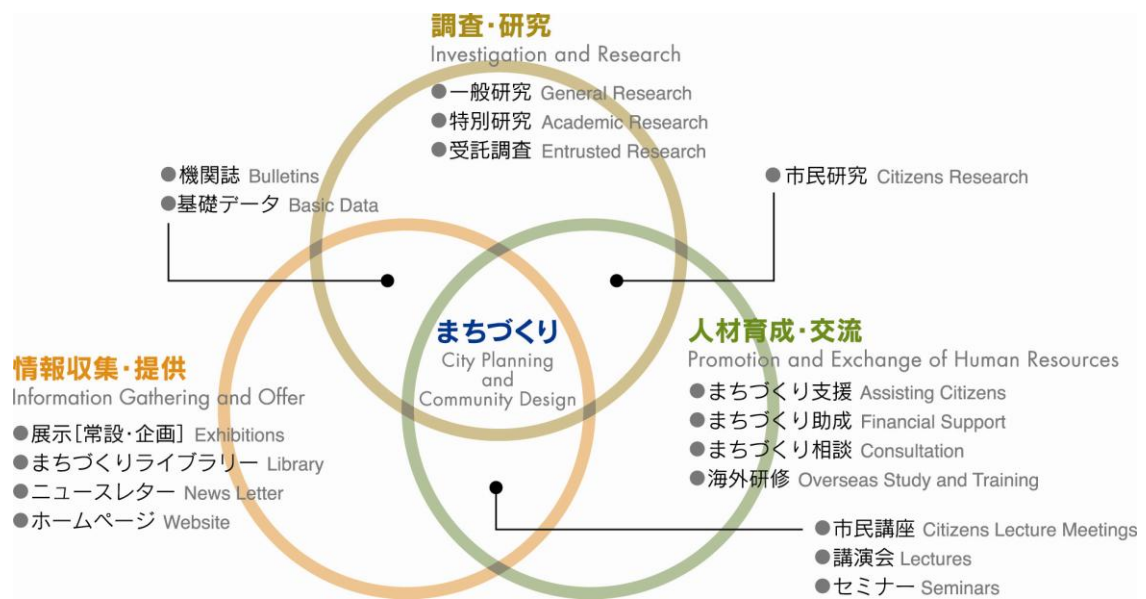


図 2-16-10 都市センター事業の3本柱



写真2-16-12 まちづくり広場



写真2-16-13 まちづくりライブラリー

まちづくり広場（11 階）には、戦後の復興土地区画整理事業をはじめとする名古屋のまちづくりの足跡や、まちの全体像を紹介する航空写真や、都市の模型などを展示し名古屋のまちづくりに関する情報をわかりやすく紹介した常設展示コーナーのほか、まちづくりをさまざまな角度からとらえた企画展示を行う企画展示コーナー、講演会やシンポジウムの開催などを行うホール、交流サロン（喫茶コーナー）などがある。

まちづくりライブラリー（12 階）は、蔵書数約 70,000 冊を有するまちづくりの専門図書館である。都市計画、都市開発、建築、土木、交通、環境関連などの図書をはじめ、全国の戦災復興や区画整理に関する資料、国・自治体の行政資料、研究機関・シンクタンク等の調査研究報告書、まちづくり関連の雑誌や地図などを所蔵している。また、平成 24 年度には名古屋大学減災連携センターと共同で構築している「減災まちづくり情報システム」（試作版）を設置した。

③ 人材育成・交流事業

まちづくりに関する交流活動拠点として、各種講演会・セミナーの開催、次世代を担う子供のためのまちづくり、建築学習プログラム「だがねランド」に取り組むほか、JICA（国際協力事業団）に協力し海外からの研修生を受け入れ、名古屋のまちづくりを紹介している。

また、まちづくりに関心を寄せる人々の交流や活動の支援、積極的にまちづくりに取り組む担い手を育て、住民主体のまちづくり活動の輪を広げていくことを目的とした講座の開催を行うほか、市民の自主的なまちづくり活動に役立てるため、まちづくり基金を活用し、まちづくり活動団体助成を実施するなど、地域に根ざしたまちづくりを支援している。（表 2-16-14 参照）

このほか、中川運河「にぎわいゾーン」の魅力向上につながる現代アートへの助成をするなど、中川運河を舞台とする市民交流や創造活動が継続的に行われるよう支援している。

表 2-16-14 まちづくり活動助成 部門別件数の変遷

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
まち“夢”工部門	—	—	—	—	—	—	—
地域“魅力”アップ部門	8	12	11	9	11	8	7
“はじめての一步”部門	—	—	6	3	2	1	2

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
まち“夢”工部門	—	第2次 選考会通過 4	第2次 選考会通過 5	第2次 選考会通過 2	第2次 選考会通過 1	第1次 選考会通過 0	第1次 選考会通過 4
地域“魅力”アップ部門	8	7	5	7	6	7	7
“はじめての一步”部門	6	7	5	7	5	6	7